

## 第4章 計画の成果目標

### 1. 施設入所者の地域生活への移行

#### ●国の基本指針

項目	令和8年度末の目標
施設入所者数	令和4年度末の5%以上削減
施設入所から地域への移行者数	令和4年度末施設入所者数の6%以上

#### ●施設入所者数の推移 ※年度末時点のため、後述の年間の実利用人数と異なります

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
90	86	90	96	92

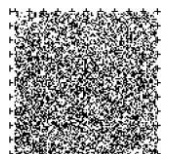
※各年度3月31日現在

#### ●市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の入所者数(A)	92人	令和5年3月31日時点の人数
令和8年度末時点の入所者数(B)	86人	令和9年3月31日時点の目標人数
<b>目標値</b> 施設入所者の削減見込み数(削減率) (A-B)	6人 (6.5%)	第6期計画の実績、国の指針を踏まえ、令和8年度末までの入所者数の削減見込みを6人(6.5%)とします。
<b>目標値</b> 地域生活への移行者数(累計率)	6人 (6.5%)	国の指針を踏まえ、令和8年度末までに地域生活へ移行する見込みを6人(6.5%)とします。

#### ●施策の方針及び具体的な方策

施設入所している方は、在宅での生活が難しい場合が多く、現状では入所を選択せざるを得ない方がほとんどです。地域移行に向けては重度の障がいの



ある方を受け入れ可能なグループホームや居宅介護に対応できる専門的な人材が求められます。

地域移行を進めるにあたっては、地域移行・地域定着支援の活用を進めていくことが重要であり、今後の事業所の充実に向けた取組みが必要です。障がい者・児が地域で生活していけるように、障がいについての地域理解を深める取組みを行うとともに、地域の支援体制づくりを進めます。

また、基幹相談支援センター及び指定特定相談支援事業所と連携し、本人や家族の意向、本人の心身の状態を踏まえた上で、共同生活援助や在宅への移行を検討するよう働きかけを行ってまいります。

## 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ●国の基本指針

項目	令和8年度末の目標
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置を進める

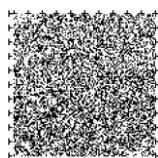
### ●市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回以上/年	小郡市自立支援協議会を中心に、1年に1回以上運用状況を検証及び検討します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	7人以上/回	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	有 1回以上/年	

### ●施策の方針及び具体的な方策

小郡市では精神障がい者の人数は年々増加しており、引き続き地域包括ケアシステムの構築の推進と、支援体制を強化していく必要があります。精神障がい者の地域生活を支援するために、広報紙や小郡市のホームページ等を通して精神障がいに対する地域住民の理解を深め、差別や偏見なく共生できる包括的な社会構築に努めます。

また、自立支援協議会を通じ関係機関の連携強化に努めます。



### 3. 地域生活支援の充実

#### ●国の基本指針

項目	令和8年度末の目標
地域生活支援拠点等の整備及び検証、検討	市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制、緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ、運用状況の検討を行う
	強度行動障がい有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

#### ●市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	令和2年度に「面的整備型」の手法を取り整備しました。
コーディネーターの配置人数	1人	コーディネーターを1人配置し、夜間や緊急時に対応可能な体制を整えています。
地域生活支援拠点等の検証、検討	1回以上/年	小郡市自立支援協議会を中心に、1年に1回以上運用状況を検証及び検討します。
支援ニーズの把握、体制整備	1回以上/年	小郡市自立支援協議会を中心に地域と連携しながら、不足しているサービスの把握、確保に向けての体制整備を行っていきます。



### ●施策の方針及び具体的な方策

地域生活支援拠点等整備事業は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくものです。居住支援のための5つの機能として、以下のものがあります。

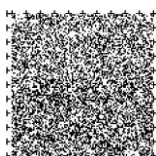
- ①相談
- ②体験の機会・場
- ③緊急時の受入れ・対応
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

自立支援協議会の取り組みの中で作り上げてきた事業者間のネットワークを活かし、地域における複数の機関で分担する「面的整備型」によってそれぞれの機能の充実を図ります。安心した障がい福祉サービスの提供が行えるよう、不足しているサービスの把握とその確保に努めます。また、自立支援協議会と連携し、安全・安心のサービス提供ができるよう、専門性の確保を推進し、地域の個々の社会資源が面的役割を果たすことで障がい者・児が安心して生活できる体制づくりを進めます。

## 4. 福祉施設から一般就労への移行等

### ●国の基本指針

項目	令和8年度末の目標
福祉施設から一般就労への移行者数	令和3年度実績の1.28倍以上
就労定着支援事業の利用者数	令和3年度末実績の1.41倍以上



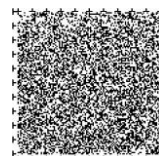
●市の成果目標値と考え方

項目	数 値	考 え 方
令和 3 年度の一般就労移行者数	11 人	令和 3 年度の一般就労移行者数
就労移行支援を通じた一般就労移行者数	11 人	
就労継続支援 A 型を通じた一般就労移行者数	0 人	
就労継続支援 B 型を通じた一般就労移行者数	0 人	
目標値 令和 8 年度の一般就労移行者数	15 人 (1.28 倍)	第 6 期の実績及び国の指針を踏まえ、令和 8 年度の一般就労移行者数を 15 人（1.28 倍）とします。
就労移行支援を通じた一般就労移行者数	13 人	
就労継続支援 A 型を通じた一般就労移行者数	1 人	
就労継続支援 B 型を通じた一般就労移行者数	1 人	
就労定着支援の利用者数	12 人	令和 3 年度の実績（8 人）及び国の指針を踏まえ、令和 8 年度の就労定着支援の利用者数を 12 人（1.5 倍）とします。

●施策の方針及び具体的な方策

一般就労へのステップとして、就労移行支援、就労継続支援事業所の役割は大きなものとなっていますが就労移行支援については市内の事業所がなくなっています。就労を目指したい人が必要なサービスを利用できるよう、支援体制の確保が必要です。

また、障がい者の一般就労については企業の理解が重要であり、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターの啓発事業に協力して支援していきます。



## 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

### ●国の基本指針

項目	令和8年度末の目標
児童発達支援センターの設置	各市町村または圏域に1か所以上
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等	各市町村または圏域に1か所以上
障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築	

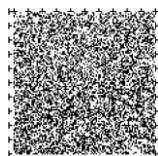
### ●市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	2箇所	既に児童発達支援センターが2箇所設置されています。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等	2箇所	既に目標達成できています。
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を深めるための協議の場	2箇所	自立支援協議会において「全体会」と「児童ワーキングチーム」及び「学校教育連絡会」を設けており、継続して連携し、体制を強化していきます。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	医療的なケアを必要とする障がい者（児）と関係機関の連絡調整や、相談に対応するコーディネーターを令和8年度までに1人設置します。

### ●施策の方針及び具体的な方策

障がい児支援については、特に放課後等デイサービスの利用は年々増加傾向にあります。関係機関からも「支援者の人材育成・確保が必要」「障害児通所サービスだけによらない、地域での受け入れを充実させる必要がある」との意見が出ており、引き続き障がい児への支援を充実させるための体制づくりと地域づくりが必要です。

関係機関とも連携し、様々な障がいのある児童の切れ目のない支援とするため、保育・教育・保健・医療の提供体制の連携を図ります。



市内事業所においては、既に児童発達支援センター2か所を設置しています。また、保育所等訪問支援を利用できる事業所も市内2か所にあり、今後も体制の強化に努めます。

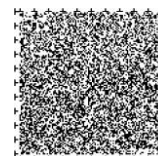
## 6. 相談支援体制の充実・強化等

### ●国の基本指針

令和8年度末の目標
各市町村において、基幹相談支援センターを設置する
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 【新規】

### ●市の成果目標値と考え方

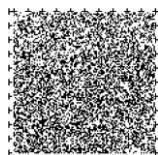
項目	数値	考え方	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制強化	基幹相談支援センターの設置	1箇所	既に設置しており、目標達成できています。
	地域の相談支援事業所に対する専門的な指導、助言件数	30件	随時、地域の相談支援事業所からの相談や会議への参加などを行っています。引き続き体制を維持します。
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	12件	すでに月1回の地域の相談支援事業所との会議を開催。事例検討会や個別相談を引き続き行います。
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	現在相談支援事業所以外との会議は4か月に1回行っています。引き続き会議を継続し、連携強化を図っていきます。
	個別事情の支援内容の検証の実施回数	10回	基幹相談支援センターが個別にケース会議や会議同行や助言を行っています。
	主任相談支援専門員の配置数	1名	基幹相談に1名配置済み。



項目		数値	考え方
の 開 発 ・ 改 善  協 議 会 に お け る 個 別 事 例 の 検 討 を 通 じ た 地 域 の サ ー ビ ス 基 盤	相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	4回	現在、月1回の相談支援専門員の会議において年4回全体で行っています。
	相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数	90 機関	市内事業所がすべて自立支援協議会に参画しています。新規事業所についても参画を促していきます。
	専門部会の設置数	4	地域課題によって期間限定の部会の設置などを検討していきます。
	専門部会の実施回数	24回	各専門部会は4か月に1回。相談部会は年12回の開催。各専門部会の在り方については主たる委員で随時検討し地域実情に応じて協議を行っていきます。

### ●施策の方針及び具体的な方策

引き続き小郡市自立支援協議会及び基幹相談支援センターと連携し、困難事例についての検討や、研修等を通じて、地域のサービス基盤の改善を図っていくよう努めます。





## 7. 障害福祉サービス等の質向上のための体制の構築

### ●国の基本指針

令和8年度末の目標
各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する

### ●市の成果目標値と考え方

項目	考え方
サービスの質向上のための体制構築	小郡市自立支援協議会において、サービス質向上のための体制構築ができており、既に目標を達成しています。

### ●施策の方針及び具体的な方策

引き続き小郡市自立支援協議会と連携し、定期的に研修等を行うことで市全体のサービスの質の向上を図るとともに、安全・安心のサービス提供ができるよう、専門性の確保を推進します。

